

# 令和5年度

## 第2回 弘前市協働によるまちづくり推進審議会

日時：令和5年9月6日（水）午後6時～  
場所：弘前市役所市民防災館3階 防災会議室

### 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

条例に関連する事業の実施状況の評価及び改善点等について審議

#### 「まちづくりの推進における防災の取り組み」

(1) 防災課が行っている取り組みについて

#### 3. 事務連絡

#### 4. 閉 会

## 令和5年度における審議方針について

### 1 審議の流れ

- ① まちづくりの推進における防災の取り組みの実施状況について、条例に沿った運用がなされているか検証する。
- ② 評価内容に基づいて、評価すべき点や改善点等について議論する。

### 2 審議内容

【まちづくりの推進における防災の取り組み】

⇒ 関連条文…第20条

(危機管理体制の確立)

第20条 議会及び執行機関は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。

2 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとします。

【令和5年度審議会の流れ】

<b>第2回（本日）の審議</b>
1 まちづくりの推進における防災の取り組みのうち、防災課が行っている取り組み ⇒ 上記取り組みについて、審議の流れに沿って評価・検証を行う。 その他、新たな取り組みについての提案など（自由意見）
<b>第3回（10月17日）の審議</b>
2 まちづくりの推進における防災の取り組みのうち、防災課以外が行っている取り組み ⇒ 上記取り組みについて、審議の流れに沿って評価・検証を行う。 その他、新たな取り組みについての提案など（自由意見）
<b>第4回（11月21日）の審議</b>
3 答申（案）の検討・承認

## I. 審議の流れ

市の取り組みの現状、課題等に対する改善策や、まちづくりの推進のための防災の新たな取り組みなどについて審議する。本日第2回については、「まちづくりの推進における防災の取り組み」のうち、「防災課が行っている取り組み」について取り上げる。

## II. 審議の視点

### 【審議の視点】

市民の「自助」と「共助」に必要な知識、技術、労力、物資、情報、資金を提供するために、市が取るべき適切な方策になっているか。

視点1 「自助」と「共助」の主体の分類が適切なものになっているか。

視点2 「自助」と「共助」の主体の分類に即した方策になっているか。

①「自助」：個人（市民・児童生徒等）

②「共助」：団体（町会等）

※「自助」…自分自身の身の安全を自分自身で守ること。

「共助」…地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。

### <課題>

#### ①自助（市民・児童生徒等）

▷課題…○事業の主目的とは異なる理由で参加する場合も多い。

○他団体で行っている取り組みと内容が重複した場合、参加者が集まりにくい。

○実施後のアンケートを取っているが、児童・生徒の意識向上がどれくらい図られたか正確に把握することが難しい。

○弘前市防災マイスターを対象に講師を募集しているが、応募者が少なく職員が講師になることが増えている。

#### ②共助（町会等）

▷課題…○町会の高齢化が進み、町会自体の運営が困難となっていることから自主防災組織の結成に至っていないケースが多い。

○結成済みの組織についても同様の状況であり、活動に参加する人員が減少している。

## III. その他

防災課の取り組みについて、新たな取り組みの提案やご意見をいただきたい。

①自助（市民）：防災まちづくり推進事業（弘前市防災マイスター育成講座）

<p><b>事業の概要</b></p>	<p>【概要】 過去に発生した大規模災害において、行政による災害対応だけでは限界があることが明らかとなる一方で、「自助」「共助」の役割の重要性が認識されている。 このことから、防災意識・知識の付与や地域防災リーダーの育成を目的とした弘前市防災マイスター育成講座の実施により「自助」「共助」の強化を図るもの。</p> <p>【事業開始年度】 平成24年度</p>
<p><b>協働相手</b></p>	<p>市内に在住、通勤、通学する大学生以上で、受講後に市内で地域防災の活動に従事する方及び関係機関（講師派遣）</p>
<p><b>協働の役割</b></p>	<p>【市】 全体のマネジメント、防災意識・知識の付与など 【受講者】 取得した防災知識を活用した地域防災活動への参加 【関係機関】 防災知識・技術の付与</p>
<p><b>取組の工夫</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本講座は「特定非営利活動法人日本防災士機構」による「防災士養成研修講座」の認定講座となっており、受講修了者に防災士資格取得試験の受験資格を付与している。また、講座最終日には、同会場にて防災士資格取得試験を実施している。弘前市防災マイスターとしてだけでなく、防災士としての知識も身に付けることにより、防災に対する意識向上を図っている。</li> <li>・受講者の通勤・通学等を考慮して、約1ヶ月間の毎週土曜日に、短期集中型で講座を開催している。</li> </ul>
<p><b>取組の成果</b></p>	<p>事業開始の平成24年度から令和4年度まで、計400名の方を弘前市防災マイスターとして認定している。そのうち、防災士試験受験者数が378名、合格者数が361名である。また、弘前市防災マイスターとなった方が自主防災組織を結成したり、防災教育の講師になっている。</p>
<p><b>取組の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、防災士に関する問い合わせが増加しており、多くの受講者が防災士の資格取得を主目的に応募していると考えられる。本事業の主目的は地域防災の推進者となる弘前市防災マイスターの育成であるため、主目的が伝わるような周知が必要である。</li> <li>・他団体で行っている同様の取り組みがある場合に、参加者の確保が課題となっている。</li> </ul>

## ②自助（児童生徒）：防災まちづくり推進事業（防災教育）

<p><b>事業の概要</b></p>	<p>【概要】 過去に発生した大規模災害において、行政による災害対応だけでは限界があることが明らかとなる一方で、「自助」「共助」の役割の重要性が認識されている。 このことから、小中学生を対象とした「防災教育」を実施し、次世代に繋がるように防災意識等の継続的な浸透を図っていくもの。</p> <p>【事業開始年度】 平成24年度</p>
<p><b>協働相手</b></p>	<p>市立小中学生（防災教育を受けることによって、将来的に防災知識を活用した活動を行うことができる）、弘前市防災マイスター（講師）</p>
<p><b>協働の役割</b></p>	<p>【市】全体のマネジメント、防災意識・知識の付与など 【児童・生徒】防災意識・知識の向上による防災活動への参加 【防災マイスター】取得した防災意識・知識の付与など</p>
<p><b>取組の工夫</b></p>	<p>応募があった各学校の避難訓練終了直後に実施することで訓練の評価、見直しにつなげ、更なる防災意識・知識の向上を図っている。また、児童・生徒が知識を習得できるように、分かりやすい言葉を使用した資料をスクリーンに投影し、また、災害の映像などを使用している。</p>
<p><b>取組の成果</b></p>	<p>事業開始の平成24年度から令和4年度までで、132校の小中学校、児童・生徒25,299名を対象に実施している。実施後のアンケートで、児童・生徒から「分かりやすかった」「正しい避難方法を知った」「災害の怖さを知った」などの感想が多く寄せられている。</p>
<p><b>取組の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施後のアンケートのみでは、児童・生徒の意識向上がどのくらい図られたのかを具体的に把握することが難しい。</li> <li>・過去に発生した災害の伝承や、防災知識の浸透などを目的として、弘前市防災マイスターを対象に講師を募集しているが、近年、応募者が少なく、当課職員が講師として実施することが増加している。</li> </ul>

### ③共助（町会）：自主防災組織育成支援事業

<p><b>事業の概要</b></p>	<p>【概要】            自主防災組織とは「自分たちの命は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成した「共助」の中核を担う組織である。            このことから、各町会に対して新たな組織の結成と、活動が停滞している結成済みの組織に対する支援を行い、さらなる地域防災力の向上を図るもの。</p> <p>※補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災資機材整備事業 60万円（結成後1回限り）</li> <li>・ 防災活動支援事業 5万円（結成後5年以上経過）</li> </ul> <p>【事業開始年度】            平成23年度</p>
<p><b>協働相手</b></p>	<p>自主防災組織未結成の町会及び、結成済みの自主防災組織</p>
<p><b>協働の役割</b></p>	<p>【市】 全体のマネジメント、補助金の支出による組織強化の支援など            【自主防災組織】 実際に活動している内容を発信することで、自主防災組織の結成を促す、組織体制の強化による地域防災力の向上</p>
<p><b>取組の工夫</b></p>	<p>自主防災組織の結成の有無に関わらず、研修会（県と市の合同開催）を実施し、意識向上を図っている。また、未結成の町会に対する結成意向調査を行い、結成にあたっての障壁や課題解決の方策を検討している。</p>
<p><b>取組の成果</b></p>	<p>現在、87団体が結成されており、そのうち84団体が本事業を利用している。自主防災組織の結成割合として、小学校区に組織が存在する割合は90.6%である。</p>
<p><b>取組の課題</b></p>	<p>町会の高齢化が進み、人材の確保がままならず、町会自体の運営が困難となっていることから結成に至っていない。            また、結成済みの組織についても同様の状況であり、補助制度を含む本事業を活用する町会や団体が減少している。</p>

**弘前市防災マイスター育成講座 受講者募集**

～あなたの力を地域防災力向上のために～

近年、全国各地で頻発している地震や豪雨などのほか、大規模・広域的・複合的な災害時には、行政の対応は分散されることが想定されます。

そこで、命を守るためには、住民ひとり一人が日頃から災害という非日常を考え、自身・家族を守るために必要な知識や備えといった「自助」を向上させるとともに、組織として助け合う「共助」を備えていくことが重要です。

市では、令和5年度も防災に関する高い意識と知識を持ち、地域防災の推進者となる「弘前市防災マイスター」の育成を目的とした講座を開催します。

■開講期間：令和5年7月1日・8日・15日・22日・29日の全5日間（毎週土曜日）

■会 場：弘前市役所前川新館3階大会議室、弘前医療福祉大学（7月8日のみ）

■対 象：以下の要件を満たしている方

- ① 原則として弘前市内に在住、通勤、通学する大学生以上で、受講後、地域防災の活動に従事する方。  
※今後、自主防災組織を結成予定の町会の関係者、既に結成している自主防災組織の関係者、公共施設の指定管理者、管理受託者を優先する。
- ② 弘前市防災マイスターと地域との連携強化を目的に、弘前市防災マイスター自身の情報（氏名、住所、電話番号を想定）を、居住する地区の自主防災組織の長および自主防災組織の結成を検討している町会等の長へ情報提供することに同意できる者。
- ③ 受講申込みをはじめとする、すべての手続きをメールでのやり取りとするため、日頃からパソコンやスマートフォンなどを使用している方。

■定 員：50名

※市内の自主防災組織関係者など、具体的に地域防災にかかわる方を優先選考し、受講者を決定します。

■申込期限：令和5年6月12日（月）厳守

■受 講 料：無料

■防災士資格取得試験

本講座は「特定非営利活動法人日本防災士機構」による「防災士養成研修講座」の認定講座となっており、受講終了時に防災士資格取得試験の受験資格を付与し、本講座最終日に試験が開催されます。

ただし、防災士資格取得試験の受験料（3,000円）及び防災士認証登録料（5,000円）は自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、受験料等の支払い方法につきましては、受講決定者に後日お知らせします。

## ■注意事項

- 1 科目でも講座を欠席した場合は、如何なる理由であっても弘前市防災マイスター認定及び防災士資格取得試験の受験資格は付与できませんので、十分にご注意ください。
- そのため、仕事や学校の日程などを事前に調整してください。

### 【申込方法】

別紙受講申込書に必要事項を記入のうえ、電子メールで申込んで下さい。

※スマートフォンでの申込みの場合は、メール本文に必要事項を記載のうえ送信してください。

(氏名、連絡先、職業等、防災士受験希望、地域における防災活動の状況)

※受講決定者には、6月23日(金)までに通知します。

弘前市総務部防災課 防災マイスター講座申込 電子メール：bousai@city.hirosaki.lg.jp

### 令和5年度弘前市防災マイスター育成講座日程

月日	曜日	時間	講義内容	防災士教本 講目、ページ数	担当講師	取得 単位	会場
7月1日	土	8:40~9:00	開講式・防災マイスターとは				弘前市役所前川新館 3階会議室
		9:00~11:10	地震・津波による災害 地震・津波への備え	第1講 P6~P35 第15講 P252~P263	弘前大学 片岡教授	2	
		11:20~12:20	災害ボランティア活動	第20講 P328~P336	弘前大学 李教授	1	
		13:20~15:30	気象災害・風水害 風水害・土砂災害等への備え	第2講 P36~P54 第16講 P273~P286	弘前大学 石田准教授	2	
7月8日	土	8:40~10:50	避難所の設置と運営協力	第18講 P305~P316	男女共同参画地域みらいねっと 小山内代表	2	弘前医療福祉大学
		11:00~12:00	災害医療とこころのケア	第12講 P203~P213	弘前医療福祉大学 立岡教授	1	
		13:00~16:00	普通救急救命講習	演習	弘前医療福祉大学 立岡教授 弘前地区消防事務組合	3	
7月15日	土	8:40~9:40	広域・大規模火災	第5講 P82~P94	弘前大学 鳥飼教授	1	弘前市役所前川新館 3階会議室
		9:50~12:00	マイ・タイムライン演習	演習	青森中央学院大学 中村准教授	2	
		13:00~14:00	防災マイスター(防災士) に期待される活動	第21講 P338~P344	弘前市防災マイスター連絡会 相馬会長	1	
		14:10~15:10	火山災害	第4講 P69~P81	弘前大学 佐々木講師	1	
7月22日	土	8:40~9:40	災害情報の活用と発信	第8講 P140~P152	青森地方気象台 佐々木防災管理官	1	弘前市役所前川新館 3階会議室
		9:50~10:50	自主防災活動と地区防災計画	第17講 P296~P304	青森県防災士会 工藤弘前支部長	1	
		11:00~12:00	被害想定・ハザードマップと避難	第7講 P132~P139	弘前大学 小岩教授	1	
		13:00~14:00	行政の災害対策と危機管理	第9講 P154~P175	弘前市防災課	1	
7月29日	土	8:40~9:40	土砂災害	第3講 P55~P68	弘前大学 鄒講師	1	弘前医療福祉大学
		9:50~10:10	修了式				
		10:30~	防災士試験		日本防災士機構		

合計単位数 21

弘防発第126号  
令和5年3月27日

各小・中学校長 殿

弘前市総務部防災課長

令和5年度防災教育における側面的支援の実施について（通知）

平素から当市の防災行政に対しまして、多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年2月21日付けで照会した標記の件につきまして、実施学校及び日程等が決定いたしましたので、以下のとおり通知いたします。

記

1 側面的支援の概要

別紙「令和5年度防災教育における側面的支援実施予定表」のとおり。

2 実施スケジュール

4月上旬～5月上旬	市により講師（弘前市防災マイスター）を決定
2ヶ月前	講師と学校側との実施内容に係る事前打合せ日程の調整
1ヶ月前	講師と学校側との実施内容に係る事前打合せ実施
実施当日	各学校において防災教育の実施

3 その他

- 講師と学校側との事前打合せ及び実施当日は、下記担当者も同席いたします。
- 実施内容などについて、決定した事前打合せ日以外で講師と打合せやご連絡したい場合は、下記担当者へご連絡いただきますようお願いいたします。

【担当】

弘前市総務部防災課防災係  
危機管理員 鳴海 憲一  
〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1  
TEL:0172-40-7100/0172-35-1111 内線287  
FAX:0172-39-7140  
e-mail:bousai@city.hirosaki.lg.jp

令和5年度防災教育における側面的支援実施予定表

No.	学校名	期日	曜	時間	講師等	依頼の概要	児童生徒	職員	計
1	相馬中学校	R5. 4. 24	月	14:25～ 15:15	市消防団員	火災が発生した際の避難方法や注意すべきポイントについて全校生徒に対し15分の講話を希望。	52	16	68
2	船沢小学校	R5. 4. 25	火	09:35～ 10:15	防災マスター	地震災害から自分の命を守るための安全な行動について。（「はじめの行動」と呼称） 全校児童対象に20分程度。	84	14	98
3	東小学校	R5. 6. 20	火	11:00～ 11:20	市防災課職員	水害を想定した垂直避難訓練のあと、風水害から「自分の命は自分で守る」ための安全な行動について、全校児童に対し約20分の講話を希望。	320	20	340
4	常盤野小中学校	R5. 8. 29	火	10:00～ 11:00	防災マスター	地震災害から自分の命を守るための安全な行動や自分にできる防災対策について全校児童生徒に対し、約20分の講話を希望。	26	14	40
5	第三中学校	R5. 8. 31	木	14:30～ 15:20	防災マスター	「自分の命は自分で守る」ための安全な行動についてですが、その時の避難訓練の内容に準じた災害を想定した講話を希望。第1希望…水害、約20～30分	410	40	450
6	城西小学校	R5. 9. 8	金	10:35～ 10:55	市防災課職員	水害を想定した垂直避難訓練の後、水害から「自分の命は自分で守る」ための安全な行動について全校児童に対し、約20分の講話を希望。	211	21	232
7	新和小学校	R5. 9. 12	火	10:00～ 11:00	市防災課職員	地震災害から「自分の命は自分で守る」ための安全な行動について、全校児童に対し約15分の講話を希望。『休み時間に地震発生』で避難訓練、後に講話。避難訓練の感想や助言も併せて希望。	130	15	145
8	船沢中学校	R5. 9. 14	木	14:25～ 15:15	市防災課職員	地震想定訓練。起こりうる自然災害を知り、「自分の命は自分で守る」ための知識、行動等について講話を希望。訓練終了後、30～40分程度の講話を希望。	49	14	63
9	南中学校	R5. 9. 20	水	14:25～ 15:15	防災マスター	地域で起こりうる自然災害とそれに対する備えについて。また、地震災害から「自分の命は自分で守る」ための安全な行動について、全校生徒に対して20～30分程度の講話を希望。可能であれば代表生徒数名の体験学習を含める。	290	25	315
10	東目屋小学校	R5. 9. 27	水	10:40～ 11:10	市防災課職員	土砂災害から「自分の命は自分で守る」ための安全な行動について全校児童に対し、約30分の講話を希望。 ※土砂災害警戒区域	47	13	60

事務連絡  
令和 5年 6月30日

自主防災組織の長 様

弘前市総務部防災課長

## 自主防災組織を対象とした補助金のご案内について（通知）

平素より当市の防災行政への御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。  
さて、先日回答いただきました活動状況調査において、貴組織より補助金活用の意向がありましたので、申請書等一式を送付させていただきます。  
添付の資料をご確認いただき申請いただければ幸いです。  
なお、本事業については予算に達した時点で受付を終了いたします。ご希望される場合はお早めにお手続き下さるようお願い申し上げます。

## 記

## 1 添付資料

- (1) 補助金申請について
- (2) 令和5年度弘前市自主防災組織育成支援事業費補助金交付要綱
  - ・要綱本文
  - ・要綱別紙
  - ・様式第1号～第12号

## 2 申請方法

- (1) 防災課へ持参
  - 必要事項を記載し、防災課（弘前市役所市民防災館3階）までご持参ください。（申請書等の確認作業がございますので、事前にご連絡下さるようお願いいたします。）
- (2) 防災課へ郵送
  - 必要事項を記載し、下記住所まで郵送願います。

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市役所総務部防災課 自主防災組織補助金担当 宛て

※送料はご負担ください。

## 3. その他

- (1) 補助金交付決定前に実施した事業については対象となりませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) このほか、不明な点等ございましたら下記担当までご連絡下さるようお願いいたします。

担当：弘前市総務部防災課防災係 石岡  
TEL：0172(40)7100 FAX：0172(39)7140  
E-mail：[kaz2-ishioka@city.hirosaki.lg.jp](mailto:kaz2-ishioka@city.hirosaki.lg.jp)

## 補助金申請について

### 1 補助金申請から交付までの流れ

#### (1) 交付申請

○自主防災組織から市に対して交付申請を行います。

##### 【提出書類】

- ・様式第1号 交付申請書
- ・様式第2号 事業計画書
- ・様式第3号 収支予算書

#### (2) 交付決定

○市では自主防災組織から提出された交付申請書を精査し、交付が可能と判断した場合、自主防災組織に対して決定の通知を行います。

##### 【送付書類】

- ・様式第7号 交付決定書

#### (3) 事業の実施

○申請書記載の事業計画に基づいた事業を実施して下さい。

#### (4) 実績報告

○自主防災組織から市に対し、事業の実績報告を行います。

##### 【提出書類】

- ・様式第8号 実績報告書
- ・様式第9号 事業実績書
- ・様式第10号 収支決算書
- ・領収書、受領証等支払いを証明するものの写し ほか

#### (5) 額の確定

○市から市自主防災組織に対し、申請及び実績報告に基づき補助金の額を確定し、自主防災組織に通知いたします。

##### 【送付資料】

- ・様式第11号 交付額決定通知書

#### (6) 補助金の請求

○自主防災組織から市に対し、確定額に基づいた補助金の請求を行います。

##### 【提出書類】

- ・様式第12号 補助金請求書

#### (7) 補助金の支払い

○市から自主防災組織に対し、補助金をお支払いたします。(手続完了)

### 2 注意事項

#### (1) 交付申請書

○原則、交付決定前の事業は対象となりませんので、ご注意ください。

○交付申請時に添付している「収支予算書」内容については、大幅な変更が無いよう、各団体で十分精査ください。

##### ■大幅な変更時の手続き例

- ①予算額を超える場合 → 改めて交付申請 or 増額不可
- ②30%以上の減額 → 変更申請

○補助対象経費について

項目	補助対象経費 (○対象経費 ×非対象経費)
需用費 (食糧費を除く)	○訓練で使用する資材・燃料など。 ○研修で使用する消耗品・文具など。 ×訓練・研修で配られる飲料や嗜好品、弁当、炊き出し訓練用の材料などは対象外です。
会場使用料	○訓練・研修会場の使用料。 ×構成員、町会が所有する施設等は対象外です。
機器等のリース料	○訓練・研修で必要な機器のリース料。 ×構成員、町会が所有する機器等は対象外です。
役務費	○周知に係る通信運搬費、訓練実施に係る保険料。 ×訓練以外の内容を含んだ保険料。
委託料	○訓練に係る警備・交通整理などの委託料 ×構成員等が行う行為は対象外です。
講師謝金	○訓練・研修に係る講師への謝金 ×構成員が講師をする場合は対象外です。
その他防災訓練 ・活動に必要な経費	上記のほか、必要と思われるものがございましたら事前にご相談ください。

○物品購入については、市内業者（市内に本店、支店、営業所等を有するもの）からの購入に限ります。やむを得ない事情により市外業者から購入を希望する場合は事前に防災課に相談して下さい。

(2) 実績報告書

- 支出があったものについては、全て領収書など支払いが証明できるものがが必要です。
- いずれも、領収書などの宛名は申請者（自主防災組織）と異なる場合、対象経費とは認められませんのであらかじめご了承ください。

(3) 補助金の請求

- 事前に自主防災組織結成時にご用意いただいた通帳をご用意ください。
- 通帳を破棄した場合、変更した場合は別途手続きが必要となりますので、早めにお知らせください。

3 その他

- 実施に向けた相談、書類の書き方などで不明な点などございましたら、下記担当までお知らせください。

弘前市防災課

防災係 石岡（0172-40-7100）

■受付時間 8：30～17：00（土・日・祝を除く）

※事前にご連絡いただければ、上記時間帯以外も対応いたします。

※直接いらっしゃる場合は、事前にご連絡いただく様をお願いします。